

『わたくしたちの憲法』は、1983年に新装版を刊行いたしましたとき、中身の古くなった部分を改めましたが、さらにその後年月を経て、法律の改正などにより、改めるべき箇所が出てまいりました。これらは本書の実質的内容を変えるものではありませんが、より新しい情報をお伝えするため、下記のようにご案内申し上げます（なお下記のほか、ソ連など諸外国の例を挙げている箇所、現在では国際情勢が変化している場合があります）。

有斐閣編集部

		本文中の記述	現在の内容
47 頁	後ろから 6 行目	「あとで日本人になる人というのは」以下	現在ではこのほか、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得することができるようになっていきます（昭和 59 年改正，平成 20 年改正）。
101 頁	3 行目	「1 日 8 時間，1 週間に 48 時間」	「1 週間に 40 時間」（昭和 62 年改正）
105 頁	後ろから 4 行目	「公共企業体等労働関係法」	「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」（昭和 61 年，平成 11 年，平成 14 年，平成 24 年改正）
124 頁	4 行目	「20 円から 4000 円」	「1000 円から 1 万円」（平成 3 年改正）
131 頁	3 行目	「800 円から 3200 円」	「1000 円から 1 万 2500 円」（昭和 53 年，平成 4 年改正）
143 頁	3 行目	「ぜんたいで 512 人」	「ぜんたいで 475 人」（平成 24 年改正）
143 頁	3 行目	「全国を 130 の選挙区にわけて」以下	現在は衆議院議員選挙においては小選挙区比例代表並立制が導入されています。
143 頁	5 行目	「ぜんぶで 252 人」	「ぜんぶで 242 人」（平成 12 年改正）
143 頁	6 行目	「選挙区選出議員」以下	現在では、参議院議員選挙は、 <u>選挙区選挙</u> （都道府県〔全国 47〕の区域を単位として選挙区を設置，定数 146 人）と、 <u>比例代表選挙</u> （非拘束名簿式，定数 96 人）で構成されています。
151 頁	後ろから 8 行目	「すきな政党に投票してえられるのは，参議院の比例代表選出議員だけです」	現在は衆議院議員選挙においても比例代表制（小選挙区比例代表並立制）が導入されています。
159 頁	1 行目	「常会が 12 月に開かれる」以下	現在は 1 月中に開かれるのが常例です（平成 3 年改正）。
178 頁	後ろから 5 行目	「文教委員会」	「文部科学委員会」（平成 12 年改正）
197 頁	後ろから 4 行目	「文部大臣」	「文部科学大臣」
212 頁	後ろから 3 行目	「10000 円以下の罰金」	「10 万円以下の罰金」（平成 3 年改正）
213 頁	1 行目	「3000 円以下の罰金」	「10 万円以下の罰金」（平成 10 年改正）
222 頁	後ろから 3 行目	「よいか、悪いかを○×で書きいれて投票します」	「よいか、悪いかを書きいれて投票します（やめさせてよいと思う裁判官に×を付け、そう思わない裁判官には何も書かない）」
225 頁	後ろから 3 行目	「90 万円をこえない」	「140 万円をこえない」（平成 15 年改正）
240 頁	6 行目	「大蔵省」	「財務省」
240 頁	後ろから 8 行目	「大蔵大臣」	「財務大臣」
248 頁	8 行目		
251 頁	後ろから 4 行目		
257 頁	1 行目	「助役，収入役」	「副市町村長，会計管理者」（平成 18 年改正）
259 頁	1 行目以下	「都道府県の議会の議員の数は」以下	現在では都道府県議会，市町村議会とも，その議員の数は条例で自由に定めることになっています（平成 23 年改正）。
259 頁	後ろから 7 行目	「定例の回は毎年 4 回以内ひらかれます」	現在では制限がなく，条例で定める回数ひらかれます（平成 16 年改正）。
263 頁	7 行目	「10 万円以下の罰金」	「100 万円以下の罰金」（平成 3 年改正）